

## 所得税 平成 27 年版(H27.10)の予定

InterKX 所得税／所得税顧問 平成 27 年版（H27.10）の対応予定についてご連絡いたします。  
なお、当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラム
2. 平成 27 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容
3. 様式の変更
4. マイナンバー（個人番号）対応
5. 財務連動・減価連動について

### 1. 発行プログラム

#### 1-1. 発行プログラム

今回発行するプログラムとバージョンアップの対象バージョンは、次のとおりです。

製品名	発行プログラム	更新の対象
InterKX 所得税	H27.10	H26.10 以降
所得税顧問スタンドアローン版		
所得税顧問ネットワーク版		

#### 1-2. リリース日時（予定）

例年同時期を予定しています。（R4 と同日です。）

提供方法		提供日
CD 送品（物流）	InterKX 所得税	2016 年 1 月 27 日（水）送品開始
	所得税顧問	2016 年 1 月 28 日（木）送品開始
InterKX インターネットダウンロード(ダウンロードマネージャー)		2016 年 1 月 20 日（水）
エプソン会計システム「マイページ」		2016 年 1 月 20 日（水）

- ・マイページは、保守契約にご加入で、改版納入方法をダウンロード選択された後に改版手配されたお客様が対象です。
- ・所得税顧問スタンドアローン版の期限付きプロダクト ID : 196819-156759-641689-690536

#### 1-3. 所得税 電子申告プログラム（H27.1.e1）について

電子申告システム H27.20 と同時に公開します。（2016 年 1 月 29 日(金)公開予定）

所得税の電子申告を行う場合は、電子申告システムと所得税電子申告プログラムの両方のインストール（バージョンアップ）が必要です。

## 2. 平成 27 年分の所得税から適用される主な税制改正の内容

平成 27 年分の所得税から適用される税制改正のうち、主なものは以下のとおりです。

### 2-1. 所得税最高税率の引き上げ

平成 27 年より、現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45%の税率が設けられました。

#### ▼所得税の速算表（下線部が変更部分）

課税所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円超 <u>4,000 万円以下</u>	40%	2,796,000 円
<u>4,000 万円超</u>	<u>45%</u>	<u>4,796,000 円</u>

#### ■システムの対応内容

上記の税率計算に対応します。

### 2-2. 財産債務調書の提出制度の創設

財産債務明細書について、提出基準や記載事項などの見直しが行われ、新たに財産債務調書として整備されました。

提出基準が緩和される一方で、従来よりも詳細な記載が必要となり、財産債務調書の提出有無により、所得税又は相続税の過少申告加算税等を加減算する特例も創設されました。

	改正前の財産債務明細書 【昨年の確定申告】	改正後の財産債務調書 【今年の確定申告】
提出基準	その年分の所得金額が 2,000 万円超	その年分の所得金額 2,000 万円超で、且つ次のいずれかに該当する ・その年の 12 月 31 日において財産の価額の合計額が 3 億円以上 ・その年の 12 月 31 日において国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が 1 億円以上
記載事項	財産の種類、数量および価額	「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄等
提出書類	財産及び債務の明細書	財産債務調書 財産債務調書（合計表）
過少申告加算税等の特例	なし	次の措置を講じる ・所得税・相続税の申告漏れがあった場合、財産債務調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を 5%軽減 ・所得税の申告漏れがあった場合、財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については過少申告加算税等を加重

## ■システムの対応内容

「財産及び債務の明細書」を「財産債務調書」に変更します。

### 2-3. 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例

事業用の資産を買い換えたときの特例について、地域再生法の集中地域以外の地域から集中地域への買換えに係る課税の繰延べ割合を100分の75(特定業務施設の集積の程度が特に著しく高い集中地域への買換えの場合には、100分の70)に引き下げられました。(通常は100分の80)

## ■システムの対応内容

「譲渡所得の内訳書(土地・建物用)」にて、課税割合を選択(70%/75%/80%)できるようにします。

### 2-4. 国外転出時課税制度の創設

国外転出時課税制度が創設され、2015年7月1日以後に日本から国外転出をする一定の居住者が1億円以上の対象資産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税および復興特別所得税が課税されることとなりました。

また、贈与、相続または遺贈により資産が非居住者へ移転した場合にも上記と同様の課税が行われます。

国外転出時課税の対象者	次のいずれにも該当する居住者 ・所有等している対象資産の価額の合計が1億円以上ある ・原則として国外転出をする日前10年以内において国内に5年を超えて住所または居所を有している国外転出時において
対象資産	有価証券等(株式、投資信託等)、匿名組合契約の出資の持分 未決済の信用取引、未決済の発行日取引 未決済のデリバティブ取引

対象となる方は、所得税の確定申告(相続または遺贈の場合は準確定申告)等の手続きが必要となります。

## ■システムの対応内容

システムでは未対応となります。

申告の際に「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の提出が必要となりますが、この帳票には追加対応いたしません。

また、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」に二段書きが必要なケースがありますが、こちらについても対応しません。

## 3. 様式の変更

システムで対応している様式について、主な変更は次のとおりです。

なお、所得税確定申告書について個人番号の記載が必要となるのは平成28年分からとなるため、今回(平成27年分)の確定申告書では個人番号の記載追加はありません。

### 3-1. 確定申告書 第一表

確定申告Bの種類欄(申告書上部)に「国出」が追加されました。

種類	青色	分離	国出	損失	修正	特産の表示	特産	番号
----	----	----	----	----	----	-------	----	----

「種類：国出」欄は、国外転出課税制度の対象になる方が○を付けます。

## ■個人番号の記載について

所得税確定申告書に個人番号の記載が必要となるのは平成 28 年分からとなるため、今回（平成 27 年分）の確定申告書では対象外です。

### 3-2. 確定申告書 第三表

特例適用条文中に記載できる条項の桁数が 2 桁から 3 桁に拡張されました。

### 3-3. 確定申告書 第四表、住宅借入金控除の計算書

平成 27 年申告用のレイアウトに変更されました。

### 3-4. 更正の請求書

個人番号の記載が必要になりました。

また、「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」と「添付した書類」欄を別々に記載することとなりました。

The image shows a form titled "平成 年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書" (Tax Correction Request Form for Heisei Year Income Tax and Special Additional Income Tax). The form includes fields for the taxpayer's name, address, and tax office. A callout box points to the "個人番号" (Personal Number) field, stating: "更正の請求については、平成 27 年分から個人番号の記載が必要になります。" (For tax correction requests, recording the personal number is required from Heisei 27 onwards). Another callout box points to the layout of the "更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等" (Reasons for correction and details of circumstances) and "添付した書類" (Attached documents) sections, stating: "従来は一つの枠でしたが、二つに分離されました。" (Previously it was one box, but it has been separated into two).

## 4. マイナンバー（個人番号）対応

本バージョンにてマイナンバー対応を行います。

平成 27 年分の申告において、実際の帳票類に個人番号を記載するのは「更正の請求書」のみであるため、本格的な稼働は来年平成 28 年分の申告からとなります。

### ■対応内容（概要）

詳細な対応内容は、リリースインフォメーションにて記載することとし、本書では対応概要を簡条書きにてお知らせしておきます。

- ・個人番号を登録するにはマイナンバーパスワードの設定が必要です。
- ・マイナンバーパスワードは個人データごとに設定していただきます。
- ・マイナンバーパスワード画面は、メニューバーの [ファイル] → [マイナンバーパスワード設定] より開くことができます。
- ・マイナンバーパスワード設定後、個人番号は、個人基本情報画面で登録を行うことができます。対象は、本人と扶養親族等です。
- ・繰越処理（平成 28 年分申告データ作成）を行った後、平成 28 年分申告データを選択すると、マイナンバーパスワード設定画面を自動起動して、マイナンバーパスワード設定をスムーズに行えるようにします。
- ・個人番号が印刷対象となるのは、「更正の請求書」のみです。

## 5. 財務連動・減価連動について

連動できる財務システム、および減価システムのバージョンは以下のとおりです。

	連動対象システムとそのバージョン	左のうち、200%定率法の計算に対応しているバージョン
財務連動	InterKX 財務会計 Ver.3.5 以降 財務応援 Super/Lite Ver.7.5 以降	InterKX 財務会計 Ver.4.5 以降 財務応援 Super/Lite Ver.8.5 以降
減価償却連動	InterKX 減価償却 Ver.8.1 以降 減価償却応援 Ver.8.1 以降	InterKX 減価償却 Ver.14.0 以降 減価償却応援 Ver. 14.0 以降

なお、200%定率法に対応していないバージョンからの連動取込について、定率法を選択している資産は「250%定率」として取り込みを行います。(昨年以前から同様)

以上